

国県等の機関

官公庁のうつりかわり

明治14年6月

庁舎新築工事が竣工した。

木造瓦葺平家建

延坪 三四六、五平方メートル

工費 一、六二八円四〇銭

明治14年10月6日

静岡裁判所甲府支庁を廃して甲府始審裁判所となり、谷村裁判所は甲府始審裁判所の管轄に属して、谷村治安裁判所と改称する。(明治15年1月1日施行)

明治23年11月1日

裁判所構成法が施行され、谷村区裁判所と改称し、同時に乙号支部を置き予審を要するものを除く外地方裁判所の裁判権に属する刑事第一審の事務を取扱う。庁舎改築工事が完成し、三月八日甲府地方裁判所長、同検事正臨席の上移行式を行なう。

明治24年2月

木造瓦葺 二階建本館および附属建物

明治24年10月3日

延坪 九六七、一平方メートル

明治26年6月19日

工費 四、四三五円八九銭

明治30年9月10日

支部を廃止する。

明治33年11月5日

支部を設置する。

明治36年5月25日

谷村支部において予審事務を取扱うこととなる。

大正2年4月21日

予審事務取扱いを停止する。

甲府地方裁判所都留支部

(都留市中央二丁目一の一)

明治5年9月19日

始めて山梨県庁内を区別して山梨裁判所を置き、同二十日より事務取扱を開始し

県一円を管轄する。

明治5年10月19日

谷村区裁判所を置く。当時は下谷一番地

にあった代官所の陣屋を使用し執務したが建物は某氏の古材を購入して旧幕時代に建築したものであった。

谷村区裁判所を廃止する。

明治6年4月24日

(山梨県史は四月十八日とある)

明治9年3月27日

山梨裁判所管下に前記庁舎を使用して再び谷村区裁判所を設置する。

明治9年9月13日

府県裁判所を廃して本県外二十二ヶ所に地方裁判所を置くに当り、山梨県は静岡

明治9年10月27日

地方裁判所の管轄に属した。

明治10年11月

谷村区裁判所は静岡地方裁判所の管轄に属す。

明治10年11月

内務省から前記庁舎の敷地を管理換えされる。(一、二、三、六坪)

大正13年1月15日

大正十二年大震災の被害のため、谷村町上谷第七〇四番所在の谷村町有限責任輸出甲斐絹生産購売組合所有の事務所、燃糸工場を賃借し、仮庁舎として移転する。復旧工費二万九千四百六十九銭をもって庁舎復旧工事を竣工し完成する。

昭和16年6月19日

明治二十四年建築の掲示板(明治四十年代崩壊)の取りこわし並びに工事費二七八円四十二銭をもって新設、正門向って右方垣上に新設する。

昭和22年5月3日

裁判法施行により甲府地方裁判所谷村支部(乙号)を設置、区裁判所を廃止して谷村簡易裁判所を設置する。

昭和22年7月19日

管轄区域変更、大月簡裁設置に伴い、北都留郡大月町外八町村を同簡裁の管轄区域に編入する。

昭和30年8月1日

都留市制施行により庁名を甲府地方裁判所都留支部(乙号)及び都留簡易裁判所に変更する。

昭和33年6月14日

庁舎本建築工事着工

昭和33年6月17日

裁判所庁舎と支部長宿舍との交換契約を締結

支部長宿舍(下谷六八二番地)

敷地 六〇坪

木造瓦葺平家建 二〇坪

なお、旧谷村裁判所の建物は、現在山中湖村旭ヶ丘に、東京都立田園調布高校山中寮として残されている。

物置 二坪 その他門、塀等

裁判所庁舎(下谷一番地)

事務所建物 木造二階建 二二〇坪(延べ二六三坪)

倉庫 木造二階建 十三坪(延べ二三坪)

住宅 木造平家建 二四坪

雑屋敷(控所、便所、廊下) 三三坪

物置 一坪

工作物、電灯、門等

双方評価額 百四万九千七七〇円

庁舎本建築工事竣工

鉄筋コンクリート二階建

敷地 三、一三九平方メートル

建坪 三九四平方メートル

延坪 九四二平方メートル

工費 一千七十一万九千一六〇円

庁舎増築工事竣工

鉄筋コンクリート二階建

建坪 一五〇、六平方メートル

延坪 二九四、六平方メートル

工費 五千三七七万円(改装工事費を含む)

甲府地方検察庁都留支部

(都留市中央二丁目一の三)

明治5年

谷村に谷村区裁判所検事局を置く。

明治6年

谷村区裁判所検事局を廃す。

明治9年3月

さらにこれを置く。

明治9年9月

府県裁判所を廃し、山梨県下は静岡地方裁判所の管轄に属することになり、同年十月裁判所管轄の下に谷村区裁判所検事局を置く。

明治15年1月1日

谷村区裁判所は谷村治安裁判所と改称しその後さらに谷村区裁判所検事局と改称

明治23年2月

谷村区検事局として独立

昭和22年5月

検察庁法施行により、甲府地方検察庁谷村支部、谷村区検察庁を設置

昭和23年

甲府地方家庭裁判所谷村支部、谷村簡易裁判所、甲府地方検察庁谷村支部と改称現在の法務局にあたる甲府司法事務局谷村出張所を設置

昭和30年8月1日

都留市制施行に伴ない都留支部・都留簡易裁判所・甲府地方検察庁都留支部・甲府地方法務局都留支局とそれぞれ改称

昭和32年7月29日

現在地に都留法務合同庁舎が完成し、法務局とともに移転、現在に至る。

甲府地方法務局都留支局

(都留市中央二丁目一の二)

昭和23年5月3日

司法省の廃止及び裁判所並びに法務省設置に伴う法律の施行により、甲府司法事務所谷村出張所として独立し、裁判所の一室を庁舎として、登記事務、戸籍及び寄留事務、供託事務を取扱うことになった。

昭和24年6月1日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所の設置規則の施行により、甲府地方法務局谷村支局と改称

昭和25年7月1日

土地台帳及び家屋台帳法の改正により、大蔵省よりその事務の引継を受け、これが事務を取扱うことになった。

昭和26年9月1日

訟務及び人権擁護事務を取扱うことになった。

昭和31年3月1日

甲府地方法務局都留支局と改称

昭和32年7月29日

都留市下谷一番地の三、二八四番地の四に都留法務合同庁舎(法務局・検察庁)竣工落成

敷地面積 一五二六、四四平方メートル

建坪 六〇六、一七平方メートル

新庁舎へ移転

昭和32年8月3日

庁舎増築工事完成、現在に至る。

昭和51年3月31日

増築面積 一〇二、七〇平方メートル

都留警察署

(都留市下谷三丁目二の一八)

警察制度が法制化した歴史はまだ浅く、明治五年八月中央警察機関として、司法省内に警保寮を設け、警保係を長として全国の警察を統轄したのが、警察制度の法制化警察組織の具体化した第一歩であった。

本県においては、明治六年三月本県職制の庶務課中に取締掛を置き、同年七月取締掛を廃して監察を置いたが、同七年四月更に監察を廃して警察掛を置いた。その職制中聯区(都留郡は第四聯区)の長を兼ね、番人を総括した。これより警察所番人屯所の称もあつた。

警察署の設置

明治6年8月5日

取締出張所が県下を四聯区に分けて十六ヶ所に設置された。都留郡(第四聯区)は、下谷村(受持区域一区、二区、三区、八区、九区)のほか、浅利村・下吉田村・上野原村に出張所が設置された。

明治7年6月3日

出張所を改置し、第四聯区は、下谷村(受持区域一区、二区、三区、四区)上吉田村・大橋駅(今の駒橋)、上野原村に置いた。

明治8年12月28日

警察出張所及び巡查屯所を増置する。第四聯区は、谷村を出張所(受持区域一区、

三区、四区、二区の内宝村)とし、屯所を福地村・初狩村・大原村・上野原村に設置した。

明治10年2月14日

警察出張所を警察署、巡查屯所を分署とし、その設置する所の地名を冠称し、谷村警察署と改称した。

明治10年8月27日

谷村警察署猿橋分署が猿橋警察署に昇格した。

明治11年10月

敷地購入(下谷二一五番地の一)

明治12年

谷村警察署庁舎を谷村二一五番地(下町東電隣地)に新築した。

明治13年11月15日

従来の各警察署を廃して五署を置く。都留郡の谷村・吉田・初狩・上野原の警察署を猿橋警察署に合併し、同十六日旧谷村警察署を猿橋警察署出張所とした。

明治14年

再び谷村警察署となり、谷村ほか二十ヶ村をその管内とし、吉田に交番所を置く。

明治23年12月

本館改築(木造瓦葺建坪七十七坪)

明治24年3月

南都留郡警察署と改称して南都留郡のうち、谷村ほか八ヶ村を所管、交番所を吉田分署と改めて福地村ほか十一ヶ村を管轄した。

明治29年

三たび谷村警察署と改称

大正8年4月

吉田分署は昇格して吉田警察署となった。

大正15年7月

谷村署管内を谷村町、宝村ほか七ヶ村に改めた。

昭和2年1月27日

署長官舎及び演武場(三二坪五合)落成

昭和16年2月

谷村警察署庁舎改築委員会(委員長谷村町長小林治郎)を設け寄附を求める。

昭和16年

一六年度中において建築予定地として上谷一八〇番地の二ほか十三筆(新町の旧警察署敷地)の土地及び家屋を買収

昭和23年

谷村町に自治体警察が設けられ、谷村町警察署と改称して宝村ほか五ヶ村を管轄する。

旧丸甲(株)の土地、建物を買収して庁舎とした。

昭和23年10月3日

警察署庁舎建設委員会(委員長原田盛蔵)が発足し、委員会において庁舎として使用に不便なきよう完成整備することを議会の議決により委任した。

昭和24年

上谷一八〇番地の二に庁舎が竣工

昭和24年4月17日

建設委員会解散式を警察署二階会議室において挙行する。

昭和26年9月27日

町村警察の維持について住民投票が行なわれ、廃止多数 廃止賛成二、一九〇(七七%) 反対五八八(二一%)の結果自治体警察を維持しないことに決定した。

昭和26年10月1日

谷村町警察は国警へ移管された。

昭和29年7月1日

山梨県警察が発足し、都留警察署となった。

都留の郵便局

谷村に初めて郵便局が設置されたのは明治五年七月一日(一、八七二年八月四日)のことで新町の銅屋鈴木与治右エ門氏が初代局長に任命された。

当時は、地方の資産家や名望家を説得して郵便取扱役に任命し、その自宅をもって郵便取扱所にあてたもので、上谷村郵便取扱所と呼ばれ、明治七年一月に郵便取扱所の名称も「郵便役所」と改められ、明治八年一月一日には、すべて「郵便局」と称するようになった。

明治十八年十二月通信省が設けられ、地方の有志が局舎を提供してきたものは、三等局とされ、これまでの郵便取扱所は三等郵便局ということになり、官吏ではあるが、手当て支給されて俸給のないことは従来と同じであった。

明治五年七月一日 同時に甲府、上野原、下鳥沢、下初狩、勝沼、石和、市川大門にそれぞれ郵便取扱所が設置された。従って上記の局と同じく、谷村は山梨県で設置された郵便局で最も古いものの一つである。

上野原、石和までは全部甲府に到る宿場町であり、それらの

町と同様に南都留郡下でただ一ヶ所置かれたことを見ても、当時の谷村の重要性、繁栄振りがうかがえるわけである。都留市内各局及び近隣局の開局年月日を掲げると次のとおりである。

都留郵便局	明治五年七月一日
禾生郵便局	明治三十七年十二月二一日
東桂郵便局	大正六年十二月十六日
宝 郵便局	昭和四年五月一日
盛里郵便局	昭和十四年五月十六日
都留上町郵便局	昭和十八年九月十六日
田野倉簡易郵便局	昭和十九年七月一日
赤坂簡易郵便局	昭和四十年二月一日
富士吉田郵便局	明治七年七月一日
小沼郵便局	明治七年七月一日
大月郵便局	明治三十五年十二月十六日

初代局長鈴木与治右エ門氏の後は、同じく新町の伊勢屋鈴木孝三郎、鈴木忠兵衛父子が就任、鈴木忠兵衛氏が大正年間青雲の志を抱き上京のため、局長代理古屋宇一郎氏に譲り、古屋氏死亡のため森島弥四郎がこれを継ぎ、同氏死亡により奥源禄氏が継ぎ、停年退職によりその子奥 隆行氏が継承現在に至っている。

歴代局長氏名 就任年月日

一、鈴木与治右エ門	明治五年七月一日
二、鈴木孝三郎	明治十六年二月十二日

三、鈴木忠兵衛	明治四十二年四月二十二日
四、古屋宇一郎	大正七年十一月三十日
五、森嶋弥四郎	大正十一年十一月三十日
六、奥 源禄	大正十三年七月二十五日
七、奥 隆行	昭和三十五年五月二十六日

明治五年七月一日開局の初代局長鈴木与治右エ門氏の局所は、現在のところ不明であるが現在の銅屋鈴木秀義氏宅の一部において開局されたものと思われる。

二代目鈴木孝三郎氏の当初の局所は、明治二十五年十二月三十日に現在の仁科正男氏宅の国道に面した所に移転した。その後、三代目局長鈴木忠兵衛氏の代に、大正四年一月二十五日、上谷二〇四番地現在の神栄株式会社都留出張所の位置に移転した。大正四年以来鈴木、古屋、森島、奥と使用の局舎も、事務量と人員の増加により狭隘となったため、奥 源禄氏が昭和十三年十二月十五日、中町の現日本生命の場所に新築移転した。

昭和三十年に電通分離の議が起り、電通より局舎所在地の移譲を懇望されたため、下谷八十八の一に、昭和三十年六月三十日新築移転し、局名も都留郵便局と改称現在に至っている。都留郵便局の主要取扱業務の開始年月日は次の通りである。

明治5年7月1日	郵便集配
" 8年10月2日	内国為替
" 12年3月10日	郵便貯金

昭和49年5月23日 盛里地区を自動式に変更、現在に至る。

大月 税務署

(大門市駒橋一丁目一〇の一)

明治初年 谷村税務署が現在の谷村第一小学校給食調理場附近に設置された。

明治三八年九月二六日 市日に集まった商人と税務署員との間に織物税に対する不満と、税務署員の不品行に対する疑惑が重なり税務署に乱入したという税務署騒動が起った。そのため庁舎が使えなくなり、郡役所前の元染色学校跡(現在の依田石材店)へ移動した。

明治42年	谷村署と猿橋署を合併して大門市に都留税務署を設置
昭和10年9月	大門市琴平町に移転、大月税務署と改称
昭和33年2月	大門市駒橋に庁舎を新築し、現在に至る。

都留 労働基準監督署

(都留市つる一丁目五の一〇)

昭和22年4月7日 労働基準法が公布され、同年五月一日山梨労働基準局が誕生した。

昭和22年9月1日	谷村労働基準監督署と称し、谷村町役場内を庁舎として発足
昭和25年11月	谷村町が買収して改造した民家(谷村町下谷三一五の二番地藤江善太郎所有地・建物を町で買収)を借受け移転

都留 電報 電話局

(都留市上谷三丁目二の一六)

明治22年8月16日	谷村郵便局において電信業務を開始
明治43年12月16日	谷村郵便局において電話業務を開始
明治44年12月16日	谷村郵便局において電話交換業務を開始
昭和12年8月10日	速達郵便
大正5年10月1日	簡易保険
15年10月1日	郵便年金
昭和30年6月1日	谷村郵便局が下谷八八番地へ新築移転した。この局舎に都留電報電話局が設置された。当時の磁石式加入数六〇六台
昭和33年3月23日	方式を自動式に変更加入数九七五台
昭和33年3月23日	現庁舎二階建を建築局舎を移転
昭和41年4月7日	庁舎増築三階建となる。
昭和42年6月1日	大月局に業務集約される。
昭和44年2月25日	田野倉に交換局を設置

昭和29年 都留市制施行に伴ない都留労働基準監督署と改称
昭和35年3月 都留市下谷一、四三二番地の市有地に独立庁舎（コンクリート造平家一七二平方メートル）を新築し移転現在に至る。

関東農政局山梨統計情報事務所

昭和22年4月 農林省山梨作物報告事務所谷村出張所として谷村町役場二階に設置
昭和25年 山梨統計調査事務所谷村出張所と名称変更
昭和26年10月 三の丸旧谷村町営発電所に移転（東電谷村出張所が中町へ庁舎を新築した後）
昭和30年1月 富士吉田市下吉田九二七の四番地へ富士吉田出張所として移転
昭和45年4月 現事務所名に名称を変更
昭和47年5月 大月・富士吉田出張所を合併して現在地へ庁舎を新築して移転現在に至る。

農林省山梨食糧事務所都留支所

昭和17年12月25日 山梨食糧検査所谷村支所として旧谷村町役場内に設置
昭和22年5月1日 農林省所管となり農林省山梨食糧事務所谷村支所となる。

昭和22年9月30日 農林省山梨食糧事務所南都留支所と名称を変更
昭和27年 下谷一七三六番地（現在の都留テレビ利用者組合事務所）へ移転
「谷村町が旧谷村保健所の建物（木造平家建トタン葺十五坪）を無償交付をうけて移築庁舎に充用する」
現住所へ新築移転

昭和42年11月16日 増改築を行ない農林省山梨食糧事務所都留支所と名称を変更し現在に至る。
大月保健所
昭和18年11月20日 山梨県立谷村保健所として上谷一五九番地（旧谷村病院建物）に設置
昭和19年10月1日 吉田保健所設置に伴い担当区域を北都留郡及び南都留郡のうち、谷村町、禾生、盛里、宝、秋山村に変更
昭和21年10月21日 谷村町より旧公益質屋建物の寄附を受け、山梨県立細菌検査所谷村支部を併移し、同日移転、事務を開始
昭和23年8月31日 山梨県細菌検査所谷村支所を廃止
昭和25年10月1日 大月市大月町駒橋に新庁舎を建設し、名称を大月保健所と改め十月二十日に移転を完了

昭和29年4月29日 都留市設置により、旧東桂村を担当区域に編入
昭和47年3月25日 現住所に庁舎を新築し移転

大月公共職業安定所都留出張所

大正15年4月15日 谷村町職業紹介所が谷村町役場内に設置され事務を開始する。（大正十五年三月二十六日認可）

昭和3年8月 谷村町役場の新築とともに役場構内東側に接続して庁舎を建築
鉄網コンクリート造り二階建 三三坪
建築費 一万三千二百円
設備及び監督費 五百円
合計 一万五千二百円

昭和13年11月1日 国営に移管され、谷村職業紹介所となり十五日より事務開始、本町職業紹介所は十一月十八日限り廃止した。

昭和16年2月 谷村国民職業指導所と改称庁舎を借上げて谷村町下谷一番地に置く。

昭和18年12月 谷村国民勤労動員署と改称
昭和20年10月 谷村勤労署と改称

昭和23年4月 谷村公共職業安定所と改称
昭和26年6月 都留公共職業安定所と改称
昭和36年12月 庁舎を都留市下谷一四〇二番地に新築して移転
昭和40年4月 大月出張所の庁舎が昇格して大月公共職業安定所となり、都留公共職業安定所が大月公共職業安定所都留出張所となり現在に至る。

山梨県繊維工業試験場

明治38年12月6日 山梨県工業試験場として職制が定められ、谷村町に設置された。場所は谷村第一小学校の途中にあった郡組合立都留染織学校跡で事務を開始した。
大正3年5月 上谷八一〇番地（現在の谷村工業高校所在地）に県立工業学校とともに新築工事が始まる。
大正4年4月 新築工事が落成し移転
昭和14年11月 昭和十年四月に設置した吉田分場に本場を移し、旧本場は谷村試験工場となった。本場建物が完工

昭和15年5月 太平洋戦争の進展に伴い、本場および各分場の建物をそれぞれ軍需工場に貸与することにになり、谷村試験工場は精密光学

昭和25年12月
株式会社に貸付け、同場は九月をもって
廃止された。
名称を山梨県繊維工業試験場と改称し現
在に至る。

山梨県立都留技能専門学校

(都留市小形山一番地)

昭和27年4月1日 山梨県谷村公共職業補導所と称し谷村町
上谷七〇四番地(現谷高西側通り線入口)
に織布科を設置
建築敷地として上谷七〇四、七〇五番地
のうち所要分を所有者片山誠次より買収
元谷村航空(株)の工場を買収して改
造、また工場所有者の田中原吉氏から工
場附属平家建住家(建坪一七、五坪)一
棟の寄附を受けいづれも県へ寄附した。
山梨県都留公共職業補導所と改称
昭和29年4月29日
昭和33年3月31日 織布科を廃止
昭和33年7月1日 職業訓練法施行に伴い山梨県都留職業訓
練所と改称
昭和34年10月1日 ラジオ、テレビ修理工科を設置
昭和37年4月1日 ラジオ、テレビ修理工科を電子機器組立
工科に変更し、電工科、機械製図工科を
増設
昭和37年9月8日 都留市上谷一六七二番地(現在の合同庁

昭和38年3月13日 舎敷地内)に庁舎新築工事を起工
新庁舎落成
昭和42年4月1日 電子機器組立工科を電子機器工科に変更
電気工事士養成施設の指定を受ける。
昭和43年4月1日 ミシン縫製工科を増設し四職種とする。
昭和43年4月1日 一般職業訓練所都留技能専門学校と改称
専修職業訓練校都留技能専門学校と改称
昭和44年10月15日 電工科を電気工事に、電子機器工科を
電子機器科に、機械製図工科を機械製図
科に、ミシン縫製工科を縫製科に変更
校舎新築工事を起工(都留市小形山一番地)
昭和45年9月4日 機械製図科を廃し機械科を設置
昭和46年4月1日 新庁舎落成移転
昭和46年6月7日 縫製科を服装科に変更し現在に至る。
昭和47年4月1日

大月地方政室

(大月市大月町花咲一六〇八の三北都留合同庁舎内)

昭和22年4月8日 職業安定所内に労政係を設ける。
昭和25年11月 労働基準監督署内に移転
昭和30年11月1日 地方事務所内に移転
昭和34年7月31日 廃止
昭和34年8月1日 単独事務所となり、県事務所労政係とし
て南北都留郡を所轄する。
昭和43年4月1日 大月地方政室を設置し、北都留合同庁
舎内に移転、現在に至る。

大月林務事務所

(大月市大月町花咲一六〇八番地の三)

北都留合同庁舎内)

明治4年11月 太政官第六二三号達をもって県治条例が
発布、山林に関する事務が租税課で掌理
されることになったのが県林政の始まり
である。

明治43年4月

各郡役所に林業技術員一名宛を駐在させ
林業事務を処理する。

明治44年3月11日
明治44年4月

本県下入会御料地を本県に下賜された。
恩賜林が下賜され、恩賜県有財産管理課
を内務部に新設、その下に四か所(甲府
・ 韮崎・ 鰍沢・ 谷村)の出張所と二十六
分担区を配置し、恩賜林県有財産の管理
経営に当った。

山梨県内務部山林課谷村出張所を上谷
二八七番地の帝室御料局静岡支庁谷村出
張所跡の庁舎内に設置

大正7年7月

林務課と恩賜県有財産管理課と合併して、
新たに山林課を設け、一般林業行政は
山林課と郡役所で行ない、恩賜林管理経
営業務は山林課と出先の三出張所、二十
九分担区で行うことになった。
山梨県山林課谷村出張所と名称変更

大正13年

昭和6年9月

郡制廃止に伴って一般林業行政をも山林
課出張所及び分担区に分掌させることに
なった。
木炭県営検査制度が制定され、これに伴
ない山梨県木炭検査所が設置され、その
下に三出張所及び検査担当区五十七を置
いた。

昭和13年3月

山梨県木炭検査所谷村出張所を設置
木材県営検査制度が実施され、木炭検査
と併せて実施することとなったので、木
炭検査所を廃止し、新たに林産物検査所
を設置し、その下に五出張所と検査担当
区五十七を置いて検査業務を行う。

昭和13年12月

山梨県林産物検査所谷村出張所を置く
機構改革により山林課出張所を林務署と
改め、五林務署(塩山・ 韮崎・ 鰍沢・ 大
月・ 吉田)三十六分担区を置いた。
谷村林務署を廃し、大月林務署谷村出張
所となる。

昭和15年4月

林産物検査所を廃止し、山林課の主管事
務に加えるとともに、林産物検査出張所
を廃止して検査業務は林務署において行
うこととなった。

昭和17年3月
昭和17年7月

谷村出張所を廃止する。
林務署を増設し六林務署とした。

昭和20年4月

更に林務署を一カ所増設して七林務署とし、また四十七分担区に拡張

昭和25年

大月営林事務所谷村詰所の敷地として宅地八五、二坪を寄附する。

昭和25年8月

機構改革により大月営林事務所と改称恩賜林の経営を専管し、一般林業行政事務、林産物検査事務を地方事務所林務課に移管

昭和30年11月

林務課と統合、大月林務事務所と改称

昭和44年12月

大月市大月二丁目二十の五庁舎から北都留合同庁舎に移転

昭和50年4月

三営林区廃止

昭和51年4月

二営林区廃止

大月林務署谷村出張所の建物について

県で買収した御料局の建物だったが、南都留郡地方事務所庁舎建設のため、本県より無償払下げを受けた。

庁舎及び官舎 瓦葺木造平家建一棟

七一、七五坪

便所

一、七五坪

官舎附属物置及び湯殿 二棟 六、〇〇坪

板塀 一棟 五五、五五坪

表門 一 通用門 二 掲示板 一

南都留合同庁舎

(都留市田原三丁目三の三)

昭和47年9月6日 都留市上谷一六七一番地に起工式挙行

昭和48年6月13日 新築移転

昭和48年6月19日 竣工式を挙行

昭和48年10月29日 南都留合同庁舎建設用地として、旧山梨

県立技能専門学校跡の市有地と具有財産(旧警察署、同署員公舎敷地、及び旧土木事務所敷地)と交換

昭和50年4月1日 住居表示の実施に伴い所在地の名称を改正

南都留地方 県民室

(南都留合同庁舎内)

昭和43年4月1日 都留市上谷二八七番地南都留県事務所内

昭和48年6月13日 合同庁舎に移転

都留土木事務所

(南都留合同庁舎内)

大正7年4月1日

谷村町下谷一番地旧郡役所内に谷村土木出張所を設置、南北都留郡を管轄する。

昭和11年

総工費六千円の町費をもって在来の建物を取こわし、並びに整地工事等を施行し新築する。

昭和30年4月1日

大月土木出張所が分立する。

昭和32年11月16日

谷村町下谷一、七二六番地(現在の吉広

所在地)に庁舎を新築移転、同日竣工式を挙行

昭和48年6月13日 合同庁舎に移転

南都留教育事務所

(南都留合同庁舎内)

昭和24年9月1日 南都留地方事務所内に南都留地方教育事務所を設置

昭和30年11月16日 山梨県南都留教育事務所と改称

昭和48年6月13日 合同庁舎に移転

都留福祉事務所

(南都留合同庁舎内)

昭和26年4月1日 南都留地方事務所内に設置

昭和48年6月13日 合同庁舎に移転

都留土地改良事務所

(南都留合同庁舎内)

昭和43年4月1日 南都留県事務所内に設置

昭和48年6月13日 南都留合同庁舎に移転

都留児童相談所

(南都留合同庁舎内)

昭和45年4月1日 児童相談所都留支所として南都留県事務所内に設置

所内に設置

南都留農業改良普及所

(南都留合同庁舎内)

昭和23年6月1日

谷村町役場内に谷村地区農業技術普及事務所を設置

昭和28年10月

下谷一六一二番地に庁舎建設着工

昭和29年2月

庁舎完成移転

昭和48年6月13日

合同庁舎に移転

南都留蚕業指導所

(南都留合同庁舎内)

設置以前

明治6年

蚕種の粗製造を防止するため政府は全国養蚕地方に大総代を設けることになり、本県でも甲府の若尾逸平ほか一名をこれに公選し、県下の検査区域を七組合に分けて蚕種製造取締に当り、各組合に一名から数名の世話役を置いた。

都留郡に桂組合が設けられ、初代世話役に谷村の小林宇十郎が就任している。

従来の蚕卵紙生糸改所(慶応元年に代官所の改印のない蚕種の売買を禁止したが、明治政府も同じ方針で江戸に設けた)よ

り一步前進して、民間当業者の団結により甲府生糸改会社設立し、六月五日生糸改世話役を選任して生糸改世話役とし、各その居宅を分社にあてた。南都留郡は上谷村鈴木与右衛門が就任している。

昭和8年

蚕種製造組合同条例が制定され、各組合に頭取一名、検査人数名が置かれた。

明治10年4月

生糸蚕種製造取締規則はすべて廃止された。

蚕種業者の黄金時代は、慶応年間から明治六年までで終り、隆盛をきわめた蚕種の輸出は、明治七年ごろから年を追って不況に陥り、黄金時代の明治三年には一枚の価格最高五円八十八銭もしたものが、明治七年から十三年の恐慌時代には二円台におち、さらに同十四年以降一段と衰微惨落して、明治十七年には一枚たった十八銭という暴落ぶり、各地に破産逃亡するものが続出するという蚕種業者の惨状であった。

山梨県での機械製糸は、明治六年に甲府錦町に建設した山梨勸業製糸場が最初であった。

明治十年前後からは、機械製糸の増設にますます拍車をかけ、養蚕家は自家製糸をするより、繭で販売する方が便利となったので、次第にその風が盛んになり、遂に養蚕と製糸は全く分業することになった。

(山梨県蚕糸業概史)

とに「蚕業技術指導所協議会」が設けられ運用の円滑化を図った。

昭和23年11月

蚕業技術指導所処務規程」を設け蚕糸課に所属

昭和26年4月1日「蚕業技術指導所を禾生村四日市場一六五二番地に移転

昭和30年11月16日 機構改革により蚕業技術指導所と蚕業取締所瑞穂支所及び地方事務所蚕糸課の三者を一本に統合して、地方事務所内に蚕業指導所を投置、山梨県南都留郡蚕業指導所と改称し、南都留郡、富士吉田市、都留市を所管区域とする。

昭和48年6月13日 合同庁舎に移転

蚕業指導所の設置

明治20年4月

蚕種検査規則の施行に伴ない、県下八ヶ所に蚕種検査所を設置し、蚕種の製造と販売業者に鑑札を交付し、蚕種は原種と製糸用種とに分けて検査した。南都留郡

明治31年5月

は谷村に、北都留郡は猿橋に設置された。蚕種検査所を六ヶ所に改め、谷村は存置された。

明治38年

蚕病予防法が制定され、県では四月から蚕種検査所に代る「蚕病予防事務所」を

明治45年1月

県庁内に、また同出張所を六ヶ所設置し瑞穂村に瑞穂出張所を設け、幹事、蚕病予防吏員、書記をおいて発足した。蚕糸業法が公布施行され(明治四十四年三月)県でも蚕糸業法施行手続と蚕業取締職制を定め、従来の蚕病予防事務所と出張所を蚕業取締所、同支所と改め取締りに当った。

昭和5年1月

山梨県蚕業取締所瑞穂支所と改める。北都留郡大原村(猿橋)に常設出張所を開設(昭和八年四月支所に昇格した)。

昭和23年7月

地方事務所蚕糸課を設置

昭和23年9月1日

県経済部に所属して蚕業技術指導所が谷村町上谷二八七番地に設置され指導主任と指導員各一名づつを置いた。各指導所ご